

● 家庭用パソコン（ディスプレイ含む）の処理

資源有効利用促進（PC リサイクル）法に基づき、家電用 PC（中古品や自作品も含む。）は、メーカーによる回収が義務づけられており、**市では収集・処理・処分ができません**。処分する場合は、次の3つからメーカーへ回収の申し込みをしてください。

各メーカー等による回収



マークがついていないパソコンは、別途**リサイクル料金**が必要となります。詳しくは、各メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページなどでご確認ください。



一般社団法人パソコン3R推進協会 03-5282-7685 (<http://www.pc3r.jp>)

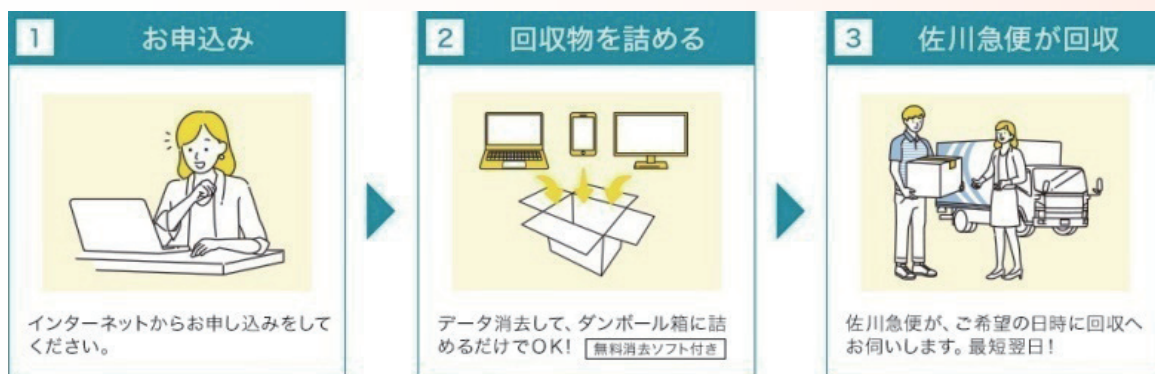
市内業者による回収

■九州北清（株） 24-1170

（注意）事業者への直接搬入となります。搬入方法や料金は事前にお問い合わせください。

宅配業者による回収

小型家電リサイクル法に基づく国の認定業者が、インターネットによる申込みで、指定した日時に宅配業者が自宅まで回収にうかがうサービスを行っております。



【手順】

- ① リネットジャパンリサイクル(株)へ回収を依頼する。 URL <http://www.renet.jp/>
- ② パソコン本体をダンボール箱に詰める。（ダンボール1箱分のパソコンを無料で回収します。）
（注意）一部有料あり。
 - 回収用のダンボール箱は、3辺の合計が140cm以内で、重さ20kg以内に限る。
（ダンボールがない場合は、申込み際に注文可能【有料】）
- ③ 回収に来た宅配業者に引き渡す。

リネットジャパンリサイクル(株) 052-784-6207



キーボードやマウス、プリンターなどの周辺機器は、**燃やさないごみ**となります。